

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局及び教育機関
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第76号 平成31年3月29日報告）
措置を講じた者	いわき市教育長
通知を受けた日	令和2年3月19日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費負担を求めている例が認められた。	令和2年 3月19日
2 収入事務（その2） 行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例が認められた。	令和2年 3月19日
3 収入事務（その3） 運動場照明設備使用料に係る収入事務において、使用料が前納されていない例が認められた。	令和元年 6月10日
4 支出事務 補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。	令和元年 6月10日
5 契約事務（その1） 契約事務において、指名競争入札に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和元年 6月10日
6 契約事務（その2） 住宅の賃借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和元年 6月10日
7 契約事務（その3） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和元年 6月10日
8 契約事務（その4） 契約事務において、契約書どおりの履行がなされていない例が認められた。	令和元年 6月10日
意見又は要望とする事項	

指摘一覧		措置通知日
1	特定事項（個別管理計画の策定について）	令和元年 6月10日
2	特定事項（奨学資金貸与基金について）	令和元年 6月10日
3	特定事項（学校給食事務について）	令和元年 6月10日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費負担を求めている例が認められた。</p> <p>※ 行政財産の目的外使用を許可された者が附帯する水道等の諸設備を使用する際は、市財務規則第246条の規定により、原則として必要な経費を求めることとされている。平南部、平北部及び小名浜学校給食共同調理場において、休憩室及び車庫として施設の使用を許可しているが、使用者に水道料金の負担を求めているのは、休憩室分のみとなっていた。</p> <p style="text-align: right;">（学校支援課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市財務規則に基づき経費負担を求めるべきところを、認識していなかった。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>本年度におきましては、監査の結果が示されてから、年度当初の当該事務までの時間が限られていましたことから、当該相手方に対し、行政財産の目的外使用の許可をし、水道料金の負担についても、平成30年度と同様の請求としたところではありますが、令和2年度からは、車庫分も含めて水道料金の負担を求めることとしました。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料等の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 平北部学校給食共同調理場における行政財産使用許可に伴う電気料金及び水道料金の実費徴収金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分を含む施設の面積を誤って適用していた。</p> <p style="text-align: right;">（学校支援課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>平北部学校給食共同調理場の公有財産調書上の建物全面積（1,416.60㎡）に、現存しない休憩室（撤去年月不明、震災時以前）が含まれており、変更の事務手続きを怠ったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>公有財産調書の変更の事務手続きについては、施設マネジメント課に変更依頼を行い、令和2年度からは、適正な面積を基に算出することとしました。</p>